

インド・ビジネス関連法令等アップデート  
(2020年度第3四半期)

(2021年1月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地法律事務所 AsiaWise Group（AsiaWise 法律事務所・Wadhwa Law Offices）に作成委託し、2020年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび AsiaWise Group は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび AsiaWise Group が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課  
E-mail：[BDA@jetro.go.jp](mailto:BDA@jetro.go.jp)

ジェトロ・ニューデリー事務所  
E-mail：[IND@jetro.go.jp](mailto:IND@jetro.go.jp)

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

## 目次

Companies Act, 2013-----	1
Insolvency & Bankruptcy, 2016-----	6
Environment Law-----	10
DIPP Notifications-----	12
FEMA Notifications-----	13

インド・ビジネス関連法令等アップデート（2020年度第3四半期）

S.No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
<b>Companies Act, 2013</b>					
1.	2020年10月16日	適格機関購入者(qualified institutional buyer)に対する私募発行の要件緩和	会社法規則（The Companies (Prospectus and Allotment of securities) Rules, 2014）第14条(1)を改正し、株式会社の私募発行における募集および勧誘に関して、その対象が適格機関購入者(qualified institutional buyer)である場合には、当該適格機関購入者に対するすべての私募割当てにつき1回の株主総会特別決議さえ経ていれば足りることとされた。	Notification number G.S.R. 251(E) by Ministry of Corporate Affairs	<a href="http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/SecuritiesAmendmentRules_16102020.pdf">http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/SecuritiesAmendmentRules_16102020.pdf</a>
2.	2020年10月20日	新型コロナウイルス感染症感染拡大状況（以下、「コロナ禍」）における居住取締役の居住性要件の緩和	会社法上の居住取締役(resident director)の居住性要件（年間のうち182日以上をインドに居住していること）について、2019年度に関しては、2020年3月24日付通達（General Circular No. 11/2020）にて、不遵守の場合も法令違反とならないものとされていたところ、2020年度に関しても同様の措置が講じられた。	General Circular No. 36/2020 by Ministry of Corporate Affairs	<a href="http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/GeneralCircularNo.36_20102020.pdf">http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/GeneralCircularNo.36_20102020.pdf</a>

S.No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
3.	2020年11月9日	LLP 救済措置 (LLP Settlement Scheme, 2020) の適用期限延長に関する通達	2020年3月4日付通達(General Circular No. 06/2020) による、有限責任事業組合(Limited Liability Partnership, 以下、LLP) における年次報告書その他法定書面の提出期限を徒過した場合にも、罰金額の上限を低減する等の救済措置(LLP Settlement Scheme, 2020) が講じられており、その対象期間は、2020年9月28日付通達(General Circular No. 31/2020) によって、2020年12月31日まで延長されていた。同救済措置の一環として、2020年11月30日までに提出期限が到来していた書類であっても提出が可能となった。	General Circular No. 37/2020 by Ministry of Corporate Affairs	<a href="http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/GeneralCircularNo.37_09112020.pdf">http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/GeneralCircularNo.37_09112020.pdf</a>
4.	2020年12月1日	2019年度における原価監査報告書の提出期限の再延長	インド企業省による先の2020年9月10日付通達 (General Circular No. 29/2020 dated September 10, 2020) において、2019年度における原価監査報告書 (cost audit report) の提出期限が2020年11月30日まで延長されていたところ、本通	General Circular No. 38/2020 issued by Ministry of Corporate Affairs under the Companies Act, 2013	<a href="http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/GeneralCircularNo.38_01122020.pdf">http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/GeneralCircularNo.38_01122020.pdf</a>

S.No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
			達により、さらに2020年12月31日まで延長された。		
5.	2020年12月17日	Companies (Auditor's Report) Order, 2020 に基づく新たな法定監査の開始時期の延長	2020年2月25日付で発布された the Companies (Auditor's Report) Order, 2020 では、銀行、保険会社その他一定の例外を除き、すべての会社において、法定監査(statutory audit) として新たに監査、報告等すべき事項が規定されていたところ、同命令の適用開始時期が、2020年度(2020年4月1日が始期) から事業年度2021年度(2021年4月1日が始期) にまで先送りされた。	Order No. S.O. 4588(E) issued by Ministry of Corporate Affairs	<a href="http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/CompaniesSecondAmdtOrder_22122020.pdf">http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/CompaniesSecondAmdtOrder_22122020.pdf</a>
6.	2020年12月17日	Companies (Compromises, Arrangements and Amalgamation), 2016 の一部改正	会社法 (the Companies Act, 2013) 第15章(230条以下) に規定される、会社合併(amalgamation)や、いわゆるスキーム・オブ・アレンジメントといった企業再編等に関する手続きの細則である the Companies (Compromises, Arrangements and Amalgamation), 2016)の一部が改正された。	Notification issued by Ministry of Corporate Affairs	<a href="http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/SecondAmdtRules_18122020.pdf">http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/SecondAmdtRules_18122020.pdf</a>

S.No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
			本改正により、これら組織再編に反対する少数株主が、Demat口座上で電子的に株式を保有している場合の取り扱いの手続きが導入された。		
7.	2020年12月18日	Companies (Appointment and Qualification of Directors) Rules, 2014 の一部改正	Companies (Appointment and Qualification of Directors) Fifth Amendment Rules, 2020 の発布に伴い、the Companies (Appointment and Qualification of Directors) Rules, 2014 の一部が改正された。同規則は、主に上場会社や一定規模以上の公開会社において、独立取締役 (independent director) や女性取締役 (woman director) など、特殊な役員選任の必要について定めたものであるところ、本改正により、独立取締役のデータベース上での登録義務や、オンライン上での技量テスト (online proficiency test) の実施等に関する規定が修正された。	Notification issued by Ministry of Corporate Affairs	<a href="http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/FifthAmdtRules_18122020.pdf">http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/FifthAmdtRules_18122020.pdf</a>

S.No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
8.	2020年12月21日	Companies (Amendment) Act, 2020 の一部施行開始	2013年会社法 (the Companies Act, 2013) を部分的に改正する the Companies (Amendment) Act, 2020 の一部が施行された。本施行により、会社法上の清算手続き (winding up) の内容を修正する新规定等が今後、適用されることとなった。	Notification No.: S.O. 4646(E) issued by Ministry of Corporate Affairs	<a href="http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/CommencementNotification_24122020.pdf">http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/CommencementNotification_24122020.pdf</a>
9.	2020年12月24日	Companies (Share Capital and Debentures) Rules, 2014 の一部改正	the Companies (Share Capital and Debentures) Rules, 2014 第15条において、株式会社の株式構成が変動した際に会社登記局まで提出が求められる様式 Form SH-7 が修正された。	Notification No. G.S.R. 794(E) issued by Ministry of Corporate Affairs	<a href="http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/SecondAmdtRules_24122020.pdf">http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/SecondAmdtRules_24122020.pdf</a>
10.	2020年12月31日	臨時株主総会のオンライン開催による実施可能期間の延長	2020年9月28日付企業省通達 (general Circular No.33/2020 dated 28 <sup>th</sup> September, 2020) により、臨時株主総会の開催方法として、ビデオ会議方式 (Video Conference) ないし、その他の方法 (other audio visual means) による実施可能な期間が延長されていたところ、この期間が2021年6月30日まで延長された。	General Circular No. 39/2020 issued by Ministry of Corporate Affairs under the Companies Act, 2013	<a href="http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/GeneralCircularNo.39_31122020.pdf">http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/GeneralCircularNo.39_31122020.pdf</a>



S.No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
<b>Insolvency &amp; Bankruptcy, 2016</b>					
1.	2020年10月29日	法人に関する倒産処理手続の申立方法のオンライン化	法人に関する倒産処理手続き (corporate insolvency resolution process) 開始の申し立てについて、各申立人は、申立書を会社法審判所 (Adjudicating Authority) に提出するのに先立ち、その写しを被申立人およびインド破産倒産委員会 (Insolvency and Bankruptcy Board of India, IBBI) に提出する必要があるところ、IBBI へ写しをオンラインで提出するための Web ページが開設された。	Circular No. IBBI/LAD/35/2020 by Insolvency and Bankruptcy Board of India	<a href="https://ibbi.gov.in/uploads/legalframework/5d5792eab74d44db2a58e184abd65ab7.pdf">https://ibbi.gov.in/uploads/legalframework/5d5792eab74d44db2a58e184abd65ab7.pdf</a>
2.	2020年11月13日	Information Utilities に関する破産倒産法規則の改正	破産倒産法 (the Insolvency and Bankruptcy Code, 2016) において、会社法審判所 (National Company Law Tribunal) や倒産専門家 (Insolvency Professional) と並び、その手続きを司る重要な機関の一つとして、Information Utilities (以下、IUs) が存在する。IUs は、倒産手続きの全体にわたって、被申	Notification No. IBBI/2020-21/GN/REG065 by Insolvency and Bankruptcy Board of India.	<a href="https://ibbi.gov.in/uploads/legalframework/1c05b4c5735edfff380a650335907d9b.pdf">https://ibbi.gov.in/uploads/legalframework/1c05b4c5735edfff380a650335907d9b.pdf</a>

S.No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
			<p>立人の財務情報 (financial information) のリポジトリとして、これを収集し、被申立人の債権者ほか利害関係人への情報提供等を担う機関である。</p> <p>この IUs 資格の取得のためには、破産倒産法に基づき、インド破産倒産委員会 (IBBI) へ申請し、その旨の登録を受けることが必要となっている。</p> <p>本通達は、この IUs の資格取得等について定めた破産倒産法規則 (the Insolvency and Bankruptcy Board of India (Information Utilities) Regulations, 2017) の一部を修正するものであり、財務情報の定義規定が挿入されるなどとなった。</p>		
3.	2020年11月13日	破産倒産法に基づく清算手続き (Liquidation Process) に関する規則の改正	破産倒産法における清算手続きに関する細目を定めた規則として、the Insolvency and Bankruptcy Board of India (Liquidation Process) Regulations, 2016 があるが、	Notification No. IBBI/2020-21/GN/REG067 by the Insolvency and Bankruptcy Board of India.	<a href="https://ibbi.gov.in/uploads/legalframework/df8a1ae89b93af1cc7f6e5560421ac5f.pdf">https://ibbi.gov.in/uploads/legalframework/df8a1ae89b93af1cc7f6e5560421ac5f.pdf</a>

S.No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
			本通達により同規則は一部改正され、新たに、清算手続き中に申立人の債権者が、その債権をほかに譲渡等した場合の手続きに関する規定が挿入されるなどとなった。		
4.	2020年11月13日	2020年破産倒産委員会（破産処理手続）規則第5回改正の通知	法人に関する倒産手続き（the insolvency resolution process for corporate person）に関する細目を定めた規則である the Insolvency and Bankruptcy Board of India (Insolvency Resolution Process for Corporate Person) Regulation, 2016 の一部を改正し、新たに、金融債権者(financial creditor) による手続きを申し立てる場合には、必要書類として債務者が債務超過(default) に至ったことを示す証拠を添付すべきこと、などが規定された。	Notification No. IBBI/2020-21/GN/REG066 by the Insolvency and Bankruptcy Board of India.	<a href="https://ibbi.gov.in/uploads/legalframework/f659d8b67003518230543dd56825fffc.pdf">https://ibbi.gov.in/uploads/legalframework/f659d8b67003518230543dd56825fffc.pdf</a>

S.No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
5.	2020年11月27日	法人に関する倒産手続きにおける倒産専門家の申請用のIBBIウェブサイトの準備完了	破産倒産法規則 Insolvency and Bankruptcy Board of India, 以下、IBBI (Insolvency Resolution Process for Corporate Persons Regulations, 2016)において、倒産専門家は、被申立人の債権者に関する情報を、IBBIに対して電子的に提供することが要求されているところ、IBBIのウェブサイト上に、当該提供のためのプラットフォームが用意された。	Circular No. IBBI/CIRP/36/2020 by Insolvency and Bankruptcy Board of India	<a href="https://ibbi.gov.in/uploads/legalframework/0bcad0b591e7289ec6b2d4b9adc7a066.pdf">https://ibbi.gov.in/uploads/legalframework/0bcad0b591e7289ec6b2d4b9adc7a066.pdf</a>
6.	2020年12月22日	法人に関する倒産処理手続き (corporate insolvency resolution process) の新規申し立ての受理停止期間の延長	2020年9月23日付 the Insolvency and Bankruptcy Code (Second Amendment) Act, 2020 および、翌24日付企業省通達 (No. S.O. 3265(E) dated 24.09.2020) に基づいて、2020年3月25日以降、新規の法人倒産手続きの申し立ての受理が一定期間停止されていたところ、さらに、2020年12月25日から3カ月間延長されることとなった。	Notification S.O. 4638(E) issued by Insolvency and Bankruptcy Board of India	<a href="https://ibbi.gov.in/uploads/legalframework/df55d4f612f270d6c637ee4b3c8131c8.pdf">https://ibbi.gov.in/uploads/legalframework/df55d4f612f270d6c637ee4b3c8131c8.pdf</a>

S.No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
<b>Environment Law</b>					
1.	2020年10月9日	環境森林省に係る1986年環境（保護）法下の2016年有害廃棄物等（管理および越境移転）規則の改正	有害廃棄物（有害廃棄物とは、健康や環境に危険を及ぼす可能性のある廃棄物を指す）管理について規定する2016年規則では、有害廃棄物等処理のプロセスに従事する労働者に対し、①産業能力の成育、②年次安全衛生測定等の手当を給付する旨を規定していたところ、当該労働者の範囲に、さらに有害廃棄物の生成、収集または保管等に従事する者が追加された。	Notification No. G.S.R. 641 (E) by the Ministry of Commerce and Industry (Department for Promotion of Industry and Internal Trade)	<a href="http://egazette.nic.in/WriteReadData/2020/222527.pdf">http://egazette.nic.in/WriteReadData/2020/222527.pdf</a>
2.	2020年10月19日	環境森林省に係る1986年環境（保護）法の改正	火力発電所（thermal power plant。2003年1月1日から2016年12月31日までの間に設置されたものに限る）の窒素酸化物（NOx）の粒子状物質排出基準の閾値が300mg/Nm <sup>3</sup> から450mg/Nm <sup>3</sup> に引き上げられた。	Notification No. G.S.R. 662(E) by the Ministry of Environment, Forest and Climate Change	<a href="http://egazette.nic.in/WriteReadData/2020/222659.pdf">http://egazette.nic.in/WriteReadData/2020/222659.pdf</a>

S.No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
3.	2020年12月3日	2020年度における特定地域下での産業活動の禁止または制限期間の延長	1986年環境(保護)法上および同規則 (the Environment (Protection) Rules, 1986) において、中央政府より、環境保全のために特定地域における産業活動の実施を禁止または制限することができる旨が規定されているところ、本通達により、新型コロナウイルスの影響を斟酌し、2020年度における同施策の有効期間が2021年6月30日まで延長された。	Notification No. S.O. 4367 (E) issued by the Ministry of Environment, Forest, and Climate Change	<a href="http://www.egazette.nic.in/WriteReadData/2020/223458.pdf">http://www.egazette.nic.in/WriteReadData/2020/223458.pdf</a>
<b>Labour Law</b>					
1.	2020年12月18日	2019年賃金法 (Code on Wages, 2019) の一部施行開始	2019年賃金法(Code on wages, 2019) について、最低賃金額の画定や修正等について権限を有する中央諮問委員会 (Central Advisory Board) の組成等に関する規定など、その一部が施行された。	Notification No. S.O. 4640 (E) issued by Ministry of Labour and Employment	<a href="https://www.scconline.com/blog/wp-content/uploads/2020/12/223800.pdf">https://www.scconline.com/blog/wp-content/uploads/2020/12/223800.pdf</a>

S.No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
<b>DIPP Notifications</b>					
1.	2020年10月19日	2020年特許法改正規則 (Patents (Amendment) Rules, 2020) の施行	1970年特許法 (Patents Act, 1970)上、特許権者ないし実施権者は、その保有する特許権の商業的意義を、様式 Form 27 を通じて当局に情報提供する必要があるところ、本改正規則の施行により、当該様式に記載すべき事項の簡素化や、複数の特許につき単一の様式で提出ができることなどが認められた。また、本改正規則により、特許協力条約上の優先権書類 (priority document, 最初に出願した国 (第一国) への出願日が、その後に出願したほかの国での審査上の判断基準日となることを証明する書類) の取り扱いに関する細則が修正された。	Notification No. G.S.R. 652(E) by the Ministry of Commerce and Industry (Department for Promotion of Industry and Internal Trade)	<a href="https://dipp.gov.in/sites/default/files/Patents-Amendment-Rules2020-29October2020_0.pdf">https://dipp.gov.in/sites/default/files/Patents-Amendment-Rules2020-29October2020_0.pdf</a>

S.No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
<b>FEMA Notifications</b>					
1.	2020年10月15日	2020年統合版 FDI ポリシーの施行	<p>産業国内取引推進局 (the Department for Promotion of Industry and Internal Trade) は、インドに対する外国直接投資について、新たな統合版 FDI ポリシー (2020年統合版 FDI ポリシー) を発布した。</p> <p>本 FDI ポリシーにおける従前からの主な変更点は、以下のとおりである。</p> <p>(1) インドと地境を接する国からの外国投資に関する規制強化： インドと地境を接する国 (“country, which shares land border with India” 中国、バングラディッシュ、パキスタン、ブータン、ネパール、ミャンマーおよびアフガニスタンを指す) に所在する事業体やその市民が、インドへ直接投資を行う場合、自動承認ルートはなく、すべて政府承認ルートによるべきこととなった。</p> <p>(2) 産業分野：デジタルメディア “uploading or streaming of news and current affairs</p>	DPIIT File Number 5(2)/2020-FDI Policy Dated the October 15, 2020	<a href="https://dipp.gov.in/sites/default/files/FDI-PolicyCircular-2020-29October2020_1.pdf">https://dipp.gov.in/sites/default/files/FDI-PolicyCircular-2020-29October2020_1.pdf</a>



S.No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
			through digital media”における、政府承認ルートのみによる上限持ち分 26%の新設 (3) 産業分野：e-コマースにおける年次監査報告書の提出など、新たなコンプライアンス事項の創設		
2.	2020年10月23日	デリバティブ取引における証拠金規制の強化	インド準備銀行 (Reserve Bank of India, 以下、「RBI」) は、デリバティブ取引における証拠金規制の一貫として、認可を受けたディーラーによる証拠金および利子の授受を徹底するとともに、RBIの事前承認を受けずに証拠金および利子の授受を行うことを禁止する旨の通達を發布した。	Notification No. FEMA. 399/RB-2020 by Reserve Bank of India	<a href="http://egazette.nic.in/WriteReadData/2020/222786.pdf">http://egazette.nic.in/WriteReadData/2020/222786.pdf</a>
3.	2020年11月13日	RBIによる1999年外国為替管理法 (Foreign Exchange Management Act, 1999)に基づく申告・報告義務の簡略化	RBIは、ビジネスのしやすさの向上、およびコンプライアンス義務軽減の観点から、本通達において、従来1999年外国為替管理法の下で要求されていた17種の申告・報告書の提出義務の廃止を決定した。廃止された	RBI/2020-21/66 A.P. (DIR Series) Circular No. 05 by Reserve Bank of India	<a href="https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/APDIR05CE737874637145C7ACB6287F1848E5E9.PDF">https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/APDIR05CE737874637145C7ACB6287F1848E5E9.PDF</a>

S.No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
			<p>17種の申告・報告書の中には、以下のものが含まれる。</p> <p>(i) 5,000米ドルを超える取引に関する申請（月ごと）</p> <p>(ii) 2万5,000米ドルを超える取引に関する statement の提出（月ごと）</p> <p>(iii) 1万米ドル以上の商品および役務の購入に関する statement の提出（月ごと）</p> <p>(iv) 駐在員事務所またはプロジェクトオフィスの認可期間延長が許可された際の申請など</p>		
4.	2020年11月17日	外国為替管理法上の法令違反に関する調停 (compounding) に関する細則の修正など	<p>外国為替管理法上、同法の違反者が自発的に当該違反事実を認め、当局に申請した場合、当局は聴聞手続きを経て、特定の金員の支払いをもって違反を解決する、調停 (compounding) という手続きが存在する。</p> <p>本通達により、一定の法令違反群に関する調停手続きの実施主体としての、RBI から地方当局/支局への権限委譲や、法令違反の態様の種別として「技術的」</p>	RBI/2020-21/67 A.P. (DIR Series) Circular No. 06 by Reserve Bank of India	<a href="https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/APDIRS62545AA7432734B31BD5B59601E49AA6C.PDF">https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/APDIRS62545AA7432734B31BD5B59601E49AA6C.PDF</a>

S.No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
			(technical) という項目が削除された。		
5.	2020年12月4日	対外貿易における承認取引銀行 (AD Bank) の機能修正	インド準備銀行 (RBI) は、同日付で発表された隔月の開発および政策短信 (statement on Developmental and regulatory Policies) において、掲げられた目標である「市中におけるビジネスのしやすさの向上」の一貫として、対外貿易における承認取引銀行の機能として、従前、船積書類 (shipping documents) の荷受人に対する送付にかかる輸入品価額の上限額が 100 万米ドルと定められていたところ、この上限額を撤廃するなどの措置が講じられることとなった。	RBI/2020-21/77 A.P. (DIR Series) Circular No. 08 by Reserve Bank of India	<a href="https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/APDIR08DCB570D45FF14E369652F751858C99F8.PDF">https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/APDIR08DCB570D45FF14E369652F751858C99F8.PDF</a>